

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）【第一条 関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 財政投融资特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条・第三条の二）</p> <p>第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条―第五条の二）</p> <p>第四章 復興特別所得税</p> <p>第一節 総則（第六条―第十一条）</p> <p>第二節 個人の納税義務（第十二条―第二十五条）</p> <p>第三節 法人の納税義務（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第四節 源泉徴収（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第五節 雑則（第三十二条・第三十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条）</p> <p>第三章 日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条・第五条）</p> <p>第四章 復興特別所得税</p> <p>第一節 総則（第六条―第十一条）</p> <p>第二節 個人の納税義務（第十二条―第二十五条）</p> <p>第三節 法人の納税義務（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第四節 源泉徴収（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第五節 雑則（第三十二条・第三十三条）</p>

第六節 罰則（第三十四条―第三十九条）

第五章 復興特別法人税

第一節 総則（第四十条―第四十六条）

第二節 課税標準（第四十七条）

第三節 税額の計算（第四十八条―第五十二条）

第四節 申告、納付及び還付等（第五十三条―第五十九条）

第五節 雑則（第六十条―第六十三条）

第六節 罰則（第六十四条―第六十八条）

第六章 復興債の発行等（第六十九条―第七十一条）

第七章 復興特別税の収入の用途等（第七十二条―第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成三十二年までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別

第六節 罰則（第三十四条―第三十九条）

第五章 復興特別法人税

第一節 総則（第四十条―第四十六条）

第二節 課税標準（第四十七条）

第三節 税額の計算（第四十八条―第五十二条）

第四節 申告、納付及び還付等（第五十三条―第五十九条）

第五節 雑則（第六十条―第六十三条）

第六節 罰則（第六十四条―第六十八条）

第六章 復興債の発行等（第六十九条―第七十一条）

第七章 復興特別税の収入の用途等（第七十二条―第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別

会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

（基本原則）

第二条 政府は、復興施策に要する費用（平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、第七十条に規定する復興債の収入をもって充てられる費用を含む。）の財源については、東日本大震災復興基本法第七条第一号に基づく歳出の削減並びに第七十二条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別

会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

（基本原則）

第二条 政府は、復興施策に要する費用（平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、第七十条に規定する復興債の収入をもって充てられる費用を含む。）の財源については、東日本大震災復興基本法第七条第一号に基づく歳出の削減並びに第七十二条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ

会計への繰入れ)

第三条 (略)

(財政投融资特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第三条の二 政府は、平成二十八年度から平成三十四年度までの間において、財政投融资特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2| 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別会計投資勘定の歳出とする。

3| 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十七条第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等の所属替等

(日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替)

第五条の二 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第三十六条第十一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特

第三条 (略)

(新設)

第三章 日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等

(新設)

別会計に所属替をするものとする。

(復興債の発行)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 政府は、平成二十四年度から平成三十二年までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5・6 (略)

(復興特別税の収入の用途等)

第七十二条 (略)

2 平成二十四年度から平成二十七年までの間における第三条の規定による財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金及び平成二十八年度から平成三十四年度までの間における第三条の二の規定による財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一〇三 (略)

(復興債の発行)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5・6 (略)

(復興特別税の収入の用途等)

第七十二条 (略)

2 平成二十四年度から平成二十七年までの間における第三条の規定による財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一〇三 (略)

<p>四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別会計法の適用に関する特例)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別会計法の適用に関する特例)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

○ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、<u>経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二十八年度から平成三十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 経済・財政一体改革 我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、<u>これらのための施策</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、<u>これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるものとする。</u></p> <p>（新設）</p>

を一体的に実施する取組をいう。

二 国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化 国民
経済計算（統計法（平成十九年法律第五十三号）第六条第一項
の規定により作成する国民経済計算をいう。）における中央政
府及び地方政府のプライマリーバランスの合計額（東日本大震
災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震
及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から
の復興のための施策に必要な経費及びその財源に充てられる収
入その他の財政の健全性を検証するに当たり当該合計額から除
くことが適当と認められる経費及び収入に係る金額を除く。）
が零を上回ることをいう。

（平成二十八年度から平成三十二年度までの間の各年度における
特例公債の発行等）

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号） 第四条第
一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十八年度
から平成三十二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に
充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の
範囲内で、公債を発行することができる。

2
2
4
（略）

（平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における
特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号） 第四条第
一項ただし書の規定及び第四条第一項の規定により発行する公債
のほか、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度の
一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって
国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる
。

2
2
4
（略）

(特例公債の発行額の抑制)

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合においては、平成三十二年までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

(削る)

(特例公債の発行額の抑制)

第三条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合においては、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における年金特例公債の発行等)

第四条 政府は、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用(この項の規定により発行する公債に係る平成二十四年度及び平成二十五年度における利子の支払に要する費用を含む。)の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する公債及び当該公債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債される借換国債を含む。次項において同じ。)についての償還及び平成二十六年以降の利子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安

定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

3| 第一項の規定により発行する公債及び当該公債に係る借換国債（次項において「年金特例公債」という。）については、平成四十五年度までの間に償還するものとする。

4| 年金特例公債は、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

附 則

(略)

1| (略)

2| 政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において第二条第一項の規定により発行する公債の発行額を抑制するものとする。

(削る)

附 則